

# 令和3年度 第4回吹田市建築審査会議事録

開催日時 令和3年7月28日(水) 午前10時00分

開催場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

出席委員 井上会長 澤田職務代理 谷川委員 山口委員 大影委員

## 建築審査会次第

### 1 議案審議

議案第8号

### 2 報告事項

### 3 その他

会長 7名中5名の出席となるため、会議は成立しております。本日の議事録の署名は、山口委員、谷川委員にお願いします。それでは、事務局の方より、第8号議案の説明をお願いします。

#### 第8号議案説明

申請者 ○○○○

申請地 ○○○○

予定建築物 一戸建ての住宅

該当適用条文 建築基準法第43条第2項第2号

会長 ただ今の事務局の説明についてのご質問、ご意見ございますか。

委員 報告案件と議案第8号の申請地が近接しており、形状からみて恐らく同じ事業者により開発されたものと推測しますが、報告案件の西側は建築基準法上の道路であるのに対し議案第8号の申請地の西側は建築基準法上の道路ではないのは何か理由があるのでしょうか。

事務局 公的管理部分が4m未満であるため、建築基準法上の道路ではありません。

委員 申請地の西側、南側とも中心後退を行うのでしょうか。

事務局 その通りです。

委員 後退した部分を道路部局が管理する予定はあるのでしょうか。

事務局 現時点では未定です。

委員 申請地の西側対側は後退をしているのでしょうか。

事務局 許可制度以前に建築された建物ですが、任意で後退をしております。

委員 申請地の南西角に隅切りが計画されていますが、許可による指導なのでしょうか

か。

事務局 許可による指導は行っておりません。申請者が任意で建替え前からの形態をそのまま継承したものとされます。

委員 将来道路になることを見据えているのであれば、許可の中で隅切りを指導すべきだと思います。

事務局 今回は任意で隅切りをしていたので敢えて指導はしていませんが、隅切りがなければ指導していたと思います。西側が道路で南側が非道路であった場合には隅切りの指導はしないと思いますが、両方非道路である場合は許可の中で指導できると考えます。

委員 片方だけが道路の場合は許可申請ではないため、隅切りはしてくれないと思いますが、両方非道路の場合は隅切りがなければ安全上問題があるとして、許可権限の中で指導しなければならないと思います。

会長 他にご質問はございませんか。ないようですので、議案第8号について決議を取ります。皆様、同意ということでよろしいでしょうか。

一同 異議なし。

会長 全員一致で、「同意」するものといたします。

事務局

報告事項 法第43条第2項第2号許可 1件
-----------------------

事務局 次回の開催については現時点で未定であるため、改めて開催についてお知らせいたします。

会長 それでは、以上をもちまして第4回建築審査会を終了いたします。本日はありがとうございました。